

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務(独自事務)に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都知事

## 公表日

令和4年1月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務(独自事務)
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号。以下「都難病医療費等助成規則」という。)に基づき、難病等の患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成を行うための認定審査を実施している。</li> <li>・都難病医療費等助成規則に基づき、医療費等助成の認定を受けた難病等の患者に対し、医療費等を助成するとともに、当該助成情報を管理している。</li> <li>・特定個人情報ファイルは都難病医療費等助成規則の規定に従い、認定審査の際の、在住要件の確認、患者の月額自己負担限度額の算定及び助成情報の管理に使用している。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報等)を取得する。</li> <li>・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で收受し、東京都へ進達している。</li> <li>・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供している。</li> </ul>
③システムの名称	医療費助成事務システム(都難病医療費等助成規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務)
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル(都難病医療費等助成規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び別表第一の1の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第2条</li> <li>・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例</li> <li>・市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び別表第一の1の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第2条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健局保健政策部疾病対策課 福祉保健局保健政策部医療助成課
②所属長の役職名	疾病対策課長 医療助成課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
都内区市町村長	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	<p>【難病医療費等の認定に関する情報】          東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当          163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側          03-5320-4472</p> <p>【難病医療費等の支給に関する情報】          東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当          163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階中央          03-5320-4453</p>
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	<p>【難病医療費等の認定に関する情報】          東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当          163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側          03-5320-4472</p> <p>【難病医療費等の支給に関する情報】          東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当          163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階中央          03-5320-4453</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、難病等の患者に対し、当該難病等に係る医療等に要した費用の助成を行うための認定審査を実施している。</li> <li>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、医療費助成の認定を受けた難病等の患者に対し、医療費を助成するとともに、当該支給情報を管理している。</li> <li>特定個人情報ファイルは同規則の規定に従い、難病等医療費助成の認定審査の際の、在住要件の確認、患者の自己負担上限月額額の算定及び支給情報の管理に使用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年東京都規則第94号。以下「都難病医療費等助成規則」という。)に基づき、難病等の患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成を行うための認定審査を実施している。</li> <li>都難病医療費等助成規則に基づき、医療費等助成の認定を受けた難病等の患者に対し、医療費等を助成するとともに、当該助成情報を管理している。</li> <li>特定個人情報ファイルは都難病医療費等助成規則の規定に従い、認定審査の際の、在住要件の確認、患者の月額自己負担限度額の算定及び助成情報の管理に使用している。</li> <li>情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報等)を取得する。</li> <li>申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で收受し、東京都へ進達している。</li> <li>健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供している。</li> </ul>	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携に伴い、取得できる情報を具体的に記載</li> <li>申請書類の区市町村の進達に係る記載を追加</li> <li>保険者への特定個人情報の提供について記載</li> </ul>
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成事務システム	医療費助成事務システム(都難病医療費等助成規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務)	事前	個別の事務名を記載
平成29年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル(都難病医療費等助成規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務)	事前	ファイル名を明確化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び別表第一の1の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第2条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び別表第一の1の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第2条</li> <li>特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例</li> <li>市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例</li> </ul>	事前	区市町村における申請書類の受理の根拠を追加
平成29年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	疾病対策課長 渡瀬 博俊 医療助成課長 高橋 裕恵	疾病対策課長 播磨 あかね 医療助成課長 伊藤 博	事前	所属長の異動に伴い、修正
平成29年3月1日	I 関連情報 6. 他の評価実施期間	記載なし	都内区市町村長	事前	本事務は、事務処理特例条例により、申請書類の受理事務を区市町村に移譲しており、本評価に、区市町村における受理の内容も含めるため、記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【難病医療費の支給認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定係 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4472  【難病医療費の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整係 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4453	【難病医療費等の認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4472  【難病医療費等の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4453	事前	組織改正に伴い、修正
平成29年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【難病医療費の支給認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定係 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4472  【難病医療費の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整係 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4453	【難病医療費等の認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4472  【難病医療費等の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4453	事前	組織改正に伴い、修正
平成29年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	時点更新
平成29年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成28年4月1日時点	事前	時点更新
平成30年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	疾病対策課長 播磨 あかね 医療助成課長 伊藤 博	疾病対策課長 小林 一司 医療助成課長 伊藤 博	事前	所属長の異動に伴い、修正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【難病医療費等の認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4472  【難病医療費等の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4453	【難病医療費等の認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472  【難病医療費等の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階中央 03-5320-4453	事前	フロア移転に伴う修正
平成30年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【難病医療費等の認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4472  【難病医療費等の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4453	【難病医療費等の認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472  【難病医療費等の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階中央 03-5320-4453	事前	フロア移転に伴う修正
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年11月24日 時点	事前	時点更新
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	時点更新
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	疾病対策課長 小林 一司 医療助成課長 伊藤 博	疾病対策課長 鈴木 祐子 医療助成課長 伊藤 博	事前	所属長の異動に伴い、修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年11月24日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	時点更新
令和2年4月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	時点更新
令和2年4月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	時点更新
令和2年4月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	疾病対策課長 鈴木 祐子 医療助成課長 伊藤 博	疾病対策課長 医療助成課長	事前	
令和2年4月24日	Ⅳ リスク対策 3. 特定人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報と紐付けが行 われるリスクへの対策は十分 か	記載なし	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月24日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年4月24日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	記載なし	十分である	事前	
令和2年4月24日	IV リスク対策 5. 不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年4月24日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ テムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年4月24日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ テムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年4月24日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	記載なし	十分である	事前	
令和2年4月24日	IV リスク対策 8. 監査	記載なし	実施あり	事前	
令和2年4月24日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓 発	記載なし	十分に行っている	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事前	
令和3年10月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事前	